

岩手県告示第766号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 岩洞湖の水面の全域
- 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。